

# 「日本の軍事化 / 平和運動のいま —集団的自衛権の容認から10年を経て」

永山茂樹（東海大学）

防衛二法＝自衛隊法・防衛庁設置法（1954）から70年  
集団的自衛権行使を容認する安倍閣議決定（20140701）から10年  
安倍政治を受け継ぎ、軍拡を加速させる岸田・石破内閣

## 一、日本軍事化の到達点

### 1、軍事化の到達点① / 三重の軍事化

#### 憲法のたちば

戦争の20世紀 「戦争の惨禍」（前文）という経験をふまえて  
戦争放棄、国際協調（特定の国を敵視しない）、軍事同盟に加わらない中立

#### 軍事化のいま

集団的自衛権の行使容認（14年 武力行使の新三要件、15年 安保関連法）  
敵地攻撃能力の容認（22年 安保戦略）  
それを実現する武力保有 長距離ミサイル購入・開発・保有、南西諸島の要塞化など

#### 法的にも物質的にも「戦争のできる国」

### 2、軍事化の到達点② / 日米安保＝米軍との間の従属的一体化

#### 憲法のたちば

植民地主義・軍事大国の侵略戦争の歴史をふまえて  
国家間の対等・独立な関係（主権平等）、国民主権を実質化する議会制民主主義

## 軍事化のいま

国家安全保障戦略の要請（政府間での合意のみ、国会は関与せず）

平時からの一体化（在日米軍基地の強化、自衛隊基地の共同使用、港湾の「整備」）

有事における一体化（指揮統制系統の従属的一元化 2+2）

対外的な主権侵害（主権国家の対等独立）の否定 + 対内的な主権（民主）の否定

## 軍事主義が規定する日米の支配・従属関係

### 3、軍事化の到達点③ / 「西側」一員としての軍事的展開

#### 憲法のたちば

非軍事 国家の非同盟・中立が求められる

平和的生存権（前文「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」）を世界的に保障するという法的責任

#### 軍事化のいま

クワッド4カ国同盟の推進（「自由で開かれたインド太平洋」）、

米国を軸にした二国間同盟の連鎖化（日米比、日米韓）

NATOおよびNATO加盟諸国との連携（演習、物品役務供与）など

米国の対中包囲戦略（バイデン）の一翼を担う自衛隊

東南アジアは 経済援助国～軍事同盟・兵器供給先 平和をつくる「同志」とはみない

## 米国の下の「西側」軍事同盟の一員として

### 4、軍事化の到達点④ / 自衛隊の警察化／警察の軍隊化

#### 憲法のたちば

軍事のない国家、人権の尊重（13条「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については…、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」）

国家暴力を市民警察に限定（治安警察・軍事警察を否定）

## 軍事化のいま

「テロ・領海侵犯」対策を口実に いわゆる「グレーゾーン」への軍事的対応  
自衛隊・県警の共同実動訓練  
自衛隊による国民監視 「サイバー防衛」のもう一つのこわさ ネット監視権を付与  
海上保安庁の海自化 海自のもとにおかれる

社会の中に踏み込んでくる軍（→ 社会の軍事化）  
社会との軋轢 → 国民・自治体を対象にイデオロギー統制（22年安保戦略）「

国家安全保障戦略 「平素から国民や地方公共団体・企業を含む政府内外の組織が安全保障に対する理解と協力を深めるための取組を行う。」

## 市民社会に軍が踏み込む

### 5、軍事化の到達点⑤ / 日本帝国軍の性格をひきずる自衛隊

## 憲法のたちば

「軍国主義勢力の一扫」からはじまる戦後日本（ポ宣言「日本国国民ヲ欺瞞シ之ヲシテ世界征服ノ挙ニ出ヅルノ過誤ヲ犯サシメタル者ノ権力及勢力ハ永久ニ除去セラレザルベカラズ」）

国家神道の否定（神道指令 45年12月15日）、政治と宗教の分離（憲法20条および89条）、文民統制（憲法66条2項の文民条項「内閣総理大臣その他の国务大臣は、文民でなければならぬ。」は、文民統制の一例）

## 軍事化のいま

旧軍文化の継承 警察予備隊発足からの課題  
靖国と自衛隊のきれない関係

「権利」の定着しない日本軍・自衛隊（対内的・対外的の両面）  
自衛隊内部での人権侵害（セクハラ、パワハラ） 他国に展開したときの危険性  
政治と社会の右傾化シンボルとして機能（→ メディア）  
シビリアン・コントロールが実質的にも建前的にも定着しない（→ 財政の軍事化）

## 宗教性・反人権性をいまだに払拭できない自衛隊

## 6、軍事化の到達点⑥ / 学術と経済の軍事化

### 憲法のたちば

9条2項 戦力保有の禁止 → 軍事産業（開発・保有・輸出）を否定  
ポ宣言「日本国ハ其ノ経済ヲ支持シ且公正ナル実物賠償ノ取立ヲ可能ナラシムルガ如キ産業ヲ維持スルコトヲ許サルベシ但シ日本国ヲシテ戦争ノ為再軍備ヲ為スコトヲ得シムルガ如キ産業ハ此ノ限ニ在ラズ」

学問の自由を保障（23条「学問の自由は、これを保障する」）

学問の自律性こそが社会発展の原動力

### 軍事化のいま

経済安保（22年 経済安保法、24年 軍事産業支援法・経済情報機密保護法）

<経済を道具にした戦争政治> = <戦争政治を道具にした経済>

軍事技術開発に動員する科学政策（防衛装備庁の安保技術研究推進制度～拡充 経産省）

日本企業の軍事依存（献金—兵器発注—献金、という「産政軍共同」の実現）

国家が主導する兵器輸出（フィリピンなどへ）

財政の軍事化（23～27年で43兆円、GDP2% 22年 安保戦略+防衛力整備計画）

東アジアの不安定化、国民生活の犠牲（福祉の削減、軍事増税の導入＝復興税の流用）

### 軍に仕える経済と学問

- ・ 三重の軍事化
- ・ 米軍との間の従属的一体化
- ・ 「西側」一員としての軍事的展開



- ・ 自衛隊の警察化／警察の軍隊化
- ・ 帝国軍の性格をひきずる自衛隊
- ・ 学術と経済の軍事化

## 二、日本軍事化の今後

日米共同声明 2024年4月「未来のためのグローバル・パートナー」

日米2+2 2024年7月

第2次石破内閣の発足 2024年11月11日記者会見

「…私は、3つの課題を優先したいと考えております。／ 第一は、当然のことではありますが、厳しさを増しております我が国の安全保障環境への対応。二つ目は、治安・防災への更なる対応。三番目は、日本全体に活力を取り戻すこと。以上の3点でございます。／（まず第一に）厳しさを増す安全保障環境への対応についてであります。／多く報道されておりますように、中国、ロシアは、我が国の領空の侵犯、これを軍用機によって相次いで行うなど、我が国周辺における軍事活動を拡大・活発化させ続けておるところであります。／…／このような中において、抑止力としての我が国の防衛力の抜本的な強化が必要であることは論を俟（ま）たないところではありますが、どのような装備を導入いたしましても、防衛力の根幹は自衛官という人材にこそあるのでございます。／…防衛力の人的基盤の強化につきまして、私を議長といたします関係閣僚会議を既に2回開催し、精力的な議論を行っております。今後取りまとめます経済対策におきましても、早急に実現可能な方策を盛り込み、年内には省庁が連携して取り組むべき方策の方向性を令和7年度予算に計上すべき項目として取りまとめ、併せて、実現をいたしてまいります。／サイバー攻撃の脅威は差し迫った脅威であります。サイバー安全保障分野での対応能力を更に向上させるための法案は、可能な限り早期に国会に提出をすべく、検討を加速させてまいります。」

### 1、同盟強化の骨子① 拡大核抑止の強化

#### 憲法のたちば

非人道的な大量破壊兵器の保有は容認されない、  
非核三原則の堅持、  
核兵器禁止条約の推進

#### 拡大抑止

軍事的緊張を高める米中の危険なゲーム そこに日本などがくわわる

「核を含むあらゆる能力を用いた日米安全保障条約第5条の下での日本の防衛に対する米国の揺るぎないコミットメント」（→ 核兵器廃絶の立場から拒否）

非核三原則のあいまい化（→ 「核密約」は廃棄すべき課題）

現実性のない核共有 ただし戦略原潜への搭載？（米韓協定）

アメリカの無責任主義 「煽る」だけ？

アメリカの孤立主義 日本にさらなる負担要求？（ → 財政の対米従属）

共同声明（24年4月）「米国は、日本が自国の国家安全保障戦略に従い、2027 日本会計年度に防衛力とそれを補完する取組に係る予算を GDP比2%へ増額する計画、反撃能力を保有する決定及び自衛隊の指揮・統制を強化するために自衛隊の統合作戦司令部を新設する計画を含む、防衛力の抜本的強化のために日本が講じている措置を歓迎する。」

## 2、同盟強化の骨子② 日米合同軍の指揮系統

憲

### 憲法のたちば

戦争にまきこまれる政治の仕組みを拒否する

### 米国の軍事指揮権に自衛隊を組み入れる

米側の事実上の優位

在日米軍司令官は実質的に米軍を動かせるわけではない

そこを補う役割が日本 三自衛隊統合

「アメリカの指揮にしたがって戦争をする国・自衛隊」

トランプ政権が対中強硬政策をとった場合（ルビオ国務長官）、どうなるのか

第3次ガイドライン「同盟調整メカニズム」 平時から緊急時までのあらゆる段階で24年 2+2 「二国間でそれぞれの指揮・統制の枠組みを向上させる意図」+「全ての段階における自衛隊及び米軍によって実施される活動に関する、二国間の政策面及び運用面での調整を促進するメカニズムで在り続けることを確保すること」+「自衛隊の統合作戦司令部（JJOC）と米軍のカウンターパート関係等について議論を進めていくこと」

## 3、国民生活の破壊と九条改憲 平和運動の課題

### 軍拡のための国民生活破壊

岸田軍拡 23年～27年度の43兆円 GDP2%の達成

24年度以降の所得増税実施が前提（23年度・与党税制大綱）

軍拡の継続 + 増税が実施できない = 社会保障費・教育費などの切り捨て

## 軍拡のための改憲の「必要性」

第2次石破内閣の発足 記者会見で「改憲」にふれない

しかし 9条改憲の4つの必要

- ① もともとの改憲派 12年改憲草案、とくに9条改憲で中心的役割
- ② 党内少数派として + 党外の改憲勢力（改憲「ゆ」党、極右団体）の支援
- ③ さらなる肩代わりを求める米新政権の圧力
- ④ 生活破壊（人権の侵害）を円滑に進めるための改憲